

工事店・責任技術者の皆様へ

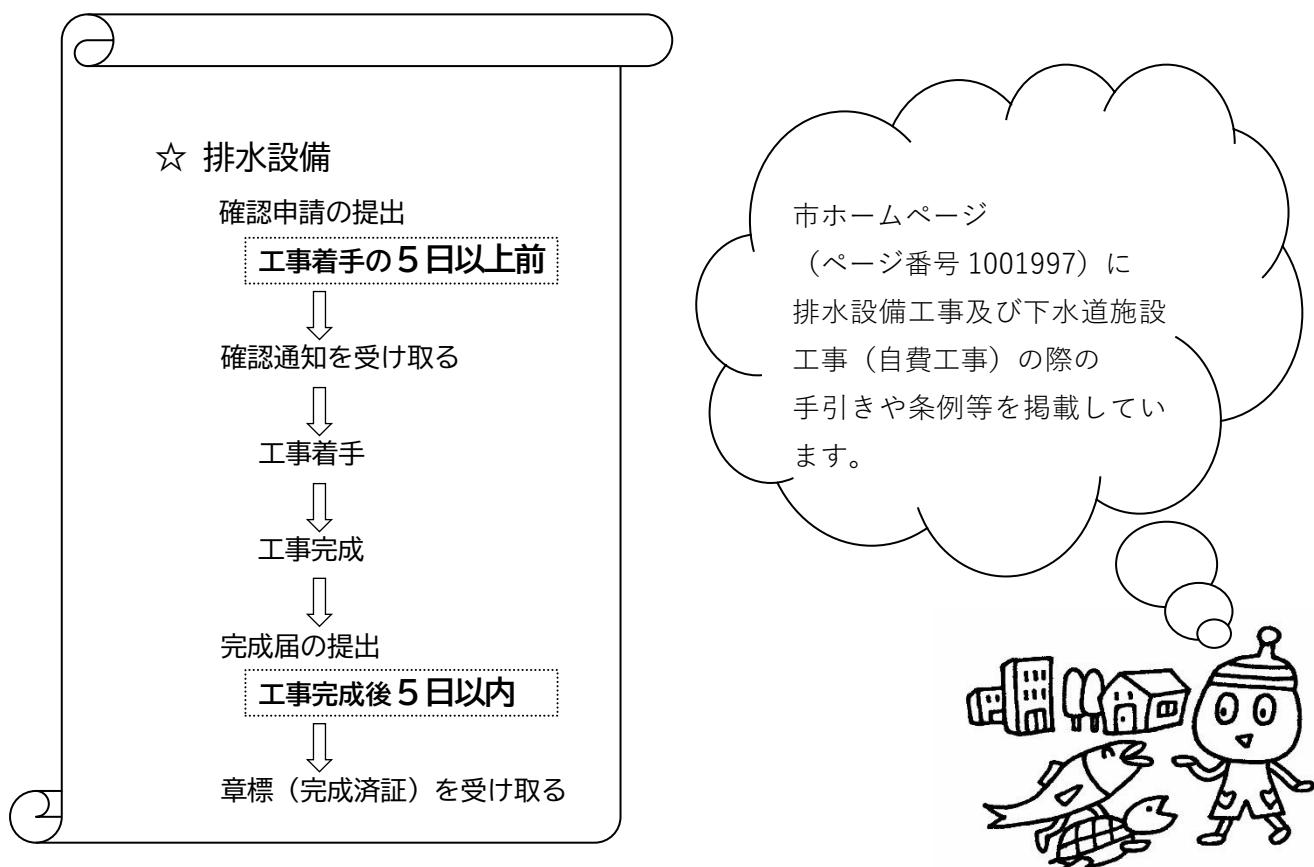
◎更新にあたり・・・

改めて市が指定する指定工事店としての義務と責任を自覚し、法令・条例等を遵守して、施工にあたっていただきますようお願いします。
この機会に、重要なライフラインである排水設備を安心してご使用いただけるよう、法令・条例等を見直してみましょう。
条例等には、

- ・工事の丸投げ・名義貸し
- ・排水設備の確認通知を受ける前に着工すること

などの禁止事項や、指定工事店の指定の取消や過料についても規定しています。

○主な工事申請の流れ



※ 公共ますの設置には別途承認申請が必要です。